

埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアルの改定について

環境省水環境部は、平成13年12月に策定した「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル」（以下「旧マニュアル」という）について、その後の知見などを踏まえて改定し、平成17年3月30日付けで都道府県知事及び政令指定市長あてに通知した。改定の経緯及び主な改定内容については、以下のとおり。

1 マニュアル改定の背景

平成13年5月22日に採択された「残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約」(以下「POPs条約」)により、POPsを含む在庫(ストックパイル)の環境上適正な方法での管理及びPOPsを含む廃棄物の適正な処理等が求められた。旧マニュアルは、POPsに該当するDDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロルにBHCを加えた7農薬(以下「POPs等農薬」という)について、平成13年当時、無害化処理技術が開発されていなかったことから、当分の間埋設形態を維持し、埋設農薬周辺の環境調査により周辺環境への危惧が大きいと判断された場合に緊急措置として掘削・保管を行うこととし、その際の作業手順や技術的な留意事項を定めたものである。その後、無害化処理技術の開発が進んだこと、平成16年5月17日にPOPs条約が発効したこと、平成16年度から農林水産省による「埋設農薬最終処理事業」が開始されることになったこと、平成16年10月12日付けで廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室が廃棄物処理法上の取扱などを踏まえ「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」を取りまとめて公表したこと、により埋設POPs等農薬を適正に処理するための環境が整ってきた。このため、埋設POPs等農薬の掘削・無害化処理の積極的な推進に対応できるよう、新たな知見も踏まえ、旧マニュアルを改定することとした。

2 主な改定点

(1) 追加項目について

ア 「掘削時期の決定」の追加

埋設地点が明らかになった後に、早期に掘削処理に着手するかどうかを判定するための項目を追加した。

イ 「埋設農薬を早期に掘削処理しない場合の対応」の追加

探査により埋設地点が特定された場合は、原則としては早期に掘削処理すべきであるが、現場の事情などでやむを得ず早期に掘削できない場合も想定されるため、「埋設農薬を早期に掘削処理しない場合の対応」を追加した。この内容として「掘削処理の優先度の評価・判断」、「掘削時までの管理」、「環境汚染拡大防止対策」となっている。

(2) 「埋設地点環境調査」の具体化

ア 旧マニュアルにおいて「埋設地点環境調査」は、「埋設地点の特定」と「埋設地点の周辺の環境調査」を主な内容としていたが、改定マニュアルでは、「埋設地点の特定」を「埋設物の探査」とした。その内容は「探査計画の策定」、「探査の実施」、「探査結果の取りまとめと確認」と細分化し、埋設物を特定するための手順・作業を詳細かつ具体化した。特に埋設の形態において、これまでの現場の事例を踏まえ、具体化した。

イ 「埋設地点周辺の環境調査」については、「掘削対象範囲確定調査」(周辺環境確認調査) とし、内容は、「掘削対象範囲確定 (周辺環境調査) の考え方」、「基礎情報の整理」、「周辺環境確認調査計画の策定」、「一次調査の実施：漏洩の有無の確認調査」、「二次調査の実施：漏洩範囲の確認調査」、「掘削対象範囲の確定：漏洩範囲の確定」となっている。

(3) 「掘削作業」の具体化

「掘削作業」について、「掘削作業準備」と「掘削」に分割した。

ア 「掘削作業準備」の「周辺環境汚染防止策」において、掘削作業の形態を「開放型掘削作業」と「閉鎖型掘削作業」に分け図示による説明を行っている。

イ 「掘削」については、「掘削部分の周辺及び下部の土砂の汚染状況の確認」や「掘削完了後の環境監視」を追加し、掘削に伴う環境汚染の確認・監視を具体化した。

(4) POPs 等農薬以外の農薬に関する留意事項の追加

これまでに現場で行われた埋設農薬の調査・掘削・保管の事例から、POPs等農薬以外にも、有機リン剤や水銀剤などのように、毒性が強い物質や廃棄物処理上特別に注意が必要な物質が埋設物中に含まれていることが判明した。これを踏まえ、関係する作業に関する記述の中で、これらの農薬の取扱についての留意事項を追加した。

〔 埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル改定版のホームページは以下のとおり〕
<http://www.env.go.jp/water/dojo/manual/index.html> 〕